





ハ					七					ハ					ロ									
争入札発	非価格競	者・第II	特参加	国債市場	争入札発	非価格競	者・第I	特参加	国債市場	争入札発	非価格競	者・第II	特参加	国債市場	争入札発	非価格競	者・第I	特参加	国債市場					
六百五十六億五千三十万円					千十四億八千七百四十万円					一兆二百九億四百六十万円					で六十四億三億円					で九百九十四億円				
															特別会計に関する法律第四十六					特別会計に関する法律第四十六				
															た利付国債について、額面金額					た利付国債について、額面金額				
															に四億五千六十五万円					に四億五千六十五万円				
															規定に基づき発行した利付国債					規定に基づき発行した利付国債				
															関する法律第四十六条第一項の					関する法律第四十六条第一項の				
															千九百四十五万、特別会計に					千九百四十五万、特別会計に				
															は、額面金額で三千四十六億九					は、額面金額で三千四十六億九				
															き発行した利付国債について					き発行した利付国債について				

十四	十三	十一	九	八
初期 利率 子	の経利入 払過札 込利発 み子率行 争	入価・別債行争 札格第参市及 発競II加場 行争非者特 国	振額最 替額低 単面行 位金	五 万 円
期平成 と二 し、十 次の八 算年 式九 に月 よ二 り十 算日 出を し支 払	募入○・四 払込金決 算出額 の 期した に金加 に額を 払い 込む 第二十 の号 と規	額五 面錢 金以 額上 百の 円そ につ きぞ 百れ 二の 円心 十募 銭価 格	の記載又 の記録は の金額に よる最低 額面金と	五 万 円
額面金額の総額× $\frac{0.4}{100} \times \frac{64}{365}$	年○・四パーセント の通 知を受け た者は、	平成一 十八年 五月 二十三 日	す。整数倍の金額によるものと	五 万 円
	る。定期算出額に金を加え、次の号に規定す	額五 面錢 金以 額上 百の 円そ につ きぞ 百れ 二の 円心 十募 銭価 格	の記載又 の記録は の金額に よる最低 額面金と	五 万 円

十五  
十六  
十七  
十八  
十九  
二十

第二期以後の  
第二期以後の  
償還金の  
償還金の  
元利金の  
払場所  
入札参加  
者  
払込期日

た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う（以  
下、次号及び第十六号において  
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十日  
を支払期とし、各支払期におい  
て、その日以前六月間に属する  
利子を支払う。  
平成四十八年三月二十日  
額面金額百円につき百円  
日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十八年五月二十三日